

# 消防設備（消火器・漏電火災警報器等）の 悪質な訪問点検・販売・リースに注意!!



リースとは・・・  
リース会社が、機械設備等を購入し、企業等に長期にわたり賃貸する取引のことです。

強引な契約により料金を請求される被害が多発しています。



契約書にサインして下さい。



## トラブル防止のポイント

少しでも不審に思った場合は・・・

- ❗ はっきりと点検・販売・リースを拒否する。
- ❗ すぐに契約書等に署名や押印をしない。

疑問・質問がありましたら、以下にご相談ください。

- 消防設備の設置や点検に関すること・・・  
最寄りの消防署へ
- 契約及び金額等については・・・  
最寄りの消費生活センターへ

問い合わせ先

# 業者の手口は・・・

## トラブル事例①

### 【事前に連絡し、売買又はリース契約を強引に結ぶ】

アパートの経営者宅に電話で「アパートに設置してある消火器が古いので交換します。」と連絡があり、後日、自宅に訪れる。勝手に消火器を交換し、「消火器を新しくしました。」と言って、強引に売買またはリース契約を結び、料金を請求してくる。消火器を確認したところ旧規格の消火器と判明したため、契約を解除しようとしても解約に応じない。



## トラブル事例②

### 【契約するまで居座る】

自宅の敷地にアパートを所有している高齢者を狙い、アパートに設置されている漏電火災警報器を勝手に交換し、自宅に突然現れる。玄関で契約するまで居座り、強引に契約させる。契約できたら、高額な設置費用や点検費用を請求してくる。その後、何度も自宅に訪れ、訪れる度に何らかの理由を付けて、高額な料金を請求してくる。1年間で漏電火災警報器の設置及び点検料金として、300万円近く支払ってしまった。

## よくある質問

Q 古そうな消火器を訪問販売(リースも含む)で売られました。この消火器は大丈夫？

A 古い消火器は現在の基準に適合していない可能性があります。現行の基準に合わない場合を型式失効といいます。型式失効している消火器は、平成24年1月1日以降販売(リースも含む)することはできません。したがって、失効している消火器を売りつけられてしまった場合は、売った側に責任があります。クーリングオフ制度を利用する前に最寄りの消防署に必ず連絡してください。

消火器の表面に表示されているマークで確認しましょう。



Q 消火器の訪問販売がリース契約でした。解約はできますか？

A 一般家庭の場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフ制度を適用できますので、消費生活センターへ相談してください。

契約者がアパート経営者の場合、事業者間の契約とみなされて、クーリングオフ制度の適用ができません。

ただし、内容によっては解約できる場合もありますので、消費生活センターに相談してください。

Q 漏電火災警報器ってなに？

A 漏電火災警報器とは、何らかの原因で漏れてしまった電気を検出して、建物の関係者に警報音により知らせる設備です。

アパートなどに設置されている事が多いことから、アパート経営されている方は、自分のアパートに設置されているか確認しましょう。

